

手続きにあたっての注意事項

1 事業所で取りまとめをする場合

- 取りまとめて提出いただいた申請書についての決定通知等は、取りまとめを行った事業所様宛にお送りいたします。ご家族様等が申請されたものについては、ご家族様等へ通知等を送付いたします。
- 申請者名は被保険者本人またはご家族様のお名前で記入いただくようお願いいたします。
- 個人情報の観点から取扱いには十分ご注意・ご配慮をお願いいたします。取りまとめは必須ではありませんので、各事業所の方針・ご本人様やご家族様のご希望に応じて対応をお願いいたします。
- ご参考までに提出にあたってのチェックシートと預かり証のサンプルを添付しております。必要に応じて適宜編集の上ご利用ください。
- 様式は市ホームページにも掲載いたします。必要な際はダウンロードしてご利用ください。

2 申請内容・添付書類

(1) 配偶者・預貯金等について

本人及び配偶者の預貯金等が勘案されるため、通帳の写し※¹を添付してください。また、申請後に必要に応じて金融機関へ預貯金額の照会を行うことへの同意が必要となります。

※1…ご本人様名義のもの及び配偶者様名義のもの全てが対象となります。漏れがないようにご注意ください。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） ①銀行名・支店名・名義がわかるページ ②申請日から2か月以内の最終残高がわかるページ ※年金振込の記載が最終残高のページにない場合はその前ページも提出をお願いします。
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金	自己申告

※負債（借入金、住宅ローン等）は、預貯金等から差し引いて計算します。

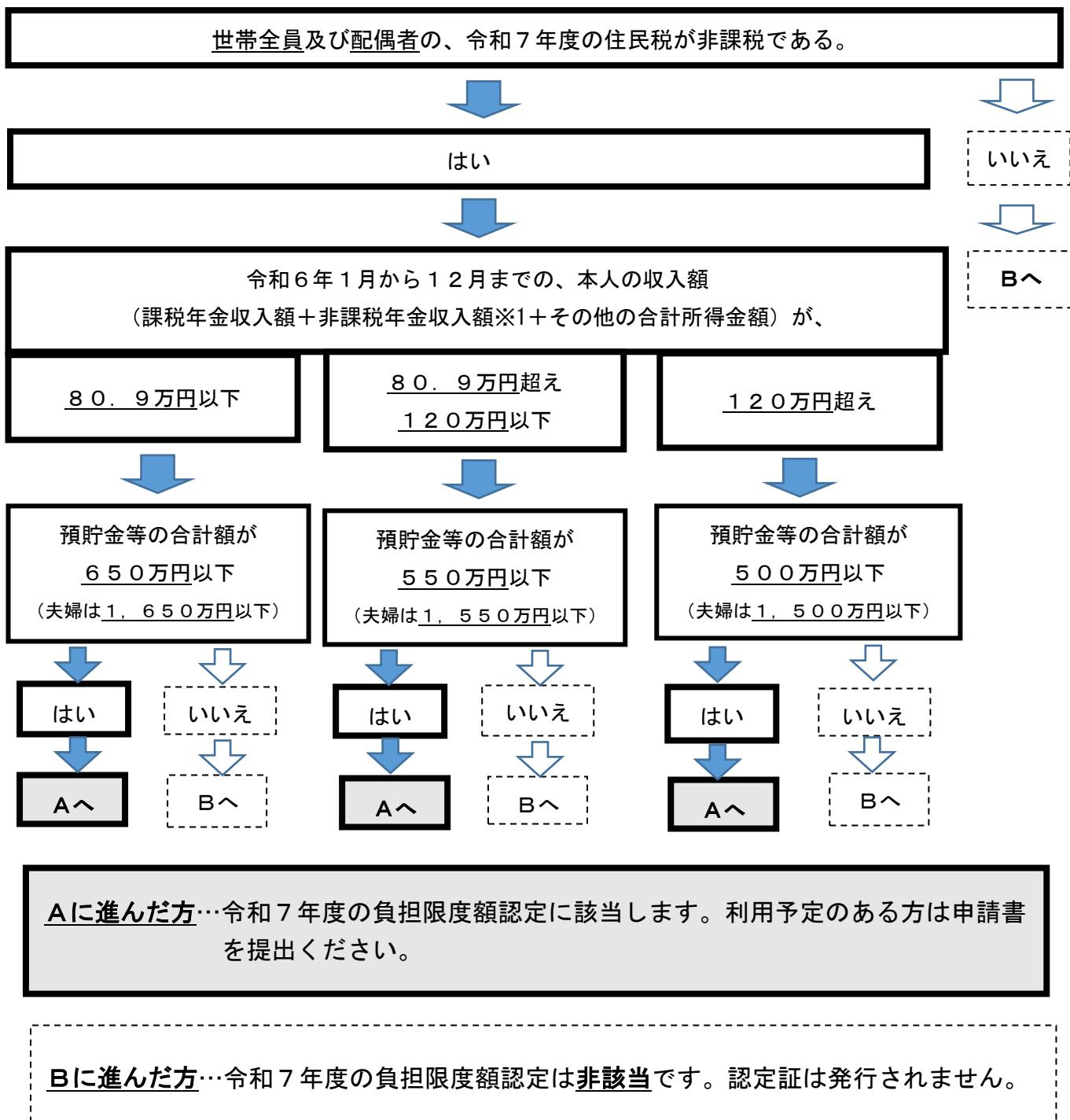
(2) 非課税年金について

判定の際には、本人の収入額が基準となります。合計所得金額と課税年金収入額のみならず、非課税年金※²も対象です。よって、申請時に受給している非課税年金を申告していただく必要があります。

※2…遺族年金・障害年金のことです。年金保険者から通知される振込通知書等に「遺族」や「障害」が印字された年金（障害基礎年金、障害厚生年金など）の他、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。参考として振込通知書等の写しを添付していただけますと幸いです。

※弔慰金、給付金等は「遺族」や「障害」と記載されたものであっても対象外です。

令和7年度（令和7年8月～令和8年7月サービス利用分）
介護保険負担限度額認定申請手順



※利用者が2号被保険者（40歳から64歳）の方も、以下条件を満たすと、介護保険負担限度額認定に該当しますので、利用予定のある方は申請書を提出ください。

【配偶者がいる場合】世帯全員及び配偶者が住民税非課税かつ預貯金額等の合計が2,000万円以下

【配偶者がいない場合】世帯全員が住民税非課税かつ預貯金額等の合計が1,000万円以下

※1 「非課税年金」…遺族年金と障害年金のこと。